

# 令和 8 年度 駒澤大学教育後援会

## 静岡県支部 支部総会

日時 令和 8 年 5 月 31 日（日） 午後 3 時～

場所 静岡県静岡市

1. 設置準備委員会 委員長挨拶 (稲垣 裕)

2. 駒澤大学教育後援会 会長挨拶 (福島 誠)

### 3. 議事

1. 静岡県支部 支部会則（案）について 承認

2. 静岡県支部 支部規定（案）について 承認

3. 令和 8 年度 静岡県支部 役員選出について 承認

4. 令和 8 年度 事業計画（案）並びに 予算書（案）について 承認

5. その他

### 4. その他

5. 令和 8 年度 支部長挨拶

令和 8 年 4 月 1 日  
制 定

(名称及び設置)

第 1 条 本支部は、駒澤大学教育後援会静岡県支部（以下「支部」という。）と称し、事務局を支部長宅におく。

(目的)

第 2 条 支部は、駒澤大学教育後援会（以下「本部」という。）の下、駒澤大学（以下「大学」という。）と家庭との緊密なる連携を図り、その教育的効果の向上に資するとともに、併せて会員相互の親睦と福祉に寄与することを目的とする。

(組織)

第 3 条 支部は大学に在学する学生の県内在住の父母又は保証人を会員として組織する。

(事業)

第 4 条 支部は第 2 条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。なお、事業を行う場合、準備段階から本部事務局と連絡をとること。

- (1) 支部総会、研修会、講演会等
- (2) 学生の福利厚生、生活指導、就職情報提供等
- (3) 大学の興隆発展の援助
- (4) その他必要な事業

(役員)

第 5 条 支部に次の役員を置く

- (1) 支部長 (1 人)
- (2) 副支部長 (2 人)
- (3) 理事 (若干名)
- (4) 会計 (1 人)
- (5) 監事 (2 人)
- (6) 事務局長 (2 人) 支部長、副支部長、理事より兼任可

(役員を選出)

第 6 条 役員は会員の中より選出し、支部総会の議を経るものとする。

(役員の任務)

第 7 条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 支部長は支部を代表して会務を統理し、会議の議長となる。支部長は、本部との連絡、調整にあたるものとする。
- (2) 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があるときは、これに代わる。
- (3) 理事は支部長の指示を受け、会務の企画運営にあたる。
- (4) 監事は会務及び会計を監査し、必要があるときは、支部役員会の招集を要求することができる。
- (5) 事務局長は、支部長の指示を受け、事務処理にあたる。
- (6) 会計は、会計事務処理にあたる。

(役員会)

第 8 条 役員は支部役員会を構成し、必要に応じて支部長がこれを招集する。

2 支部役員会は支部総会に次ぐ議決機関であり、支部事業の予算、決算、その他必要な事項を審議するとともに、緊急に事業遂行に支障をきたすおそれがあるときは、これを議決することができる。

3 前項による場合は、支部長はその経過を支部総会に報告し、追認を受けなければならない。

(役員の任期)

第 9 条 役員の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

(顧問・特別顧問)

第 10 条 本会に顧問及び特別顧問を置くことができる。

2 顧問は、支部役員会の推薦により支部長が委嘱し、支部運営について支部長の諮問に応じる。ただし、顧問の任期は 1 年とする。

3 特別顧問は、支部役員会の推薦により支部総会の議を経て、支部長が委嘱し、支部運営について支部長の諮問に応じる。特別顧問の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

(経費)

第 11 条 支部の経費は、支部活動支援金(補助金、応援補助金)、事業参加費、寄付金及びその他をもって支弁する。

2 支部年会費は徴収せず、事業ごとに参加費を徴収する。

(会計年度)

第 12 条 支部の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

2 会計報告を年度内に作成し、本部に報告する。

(支部総会)

第 13 条 支部総会は年 1 回支部長がこれを招集する。ただし、必要に応じ臨時支部総会を招集することができる。

2 支部長は会長に本部役員若干名の出席を要請する。

3 支部長は、大学の講師を必要に応じて要請することができる。その場合は、会長に申請するものとする。

(議決)

第 14 条 支部総会の議決決定は、出席会員の過半数の同意をもってこれを決する。

(会則の改廃)

第 15 条 この会則の改廃については、支部総会及び、臨時支部総会の議を経なければならない。ただし、本部の会則と主旨の異なる改廃を行う場合においては、本部の承認を得るものとする。

(適用の特例)

第 16 条 この会則に定めのないものは、すべて支部役員会に諮るものとする。ただし、本部の指示が出た場合は、それに従うものとする。

附則 この会則は、令和 8 年 5 月 31 日から施行する。

## 駒澤大学教育後援会 静岡県支部旅費規程—(案)—

- 第1条 本規程は、駒澤大学教育後援会静岡県支部（以下「当支部」という。）が行う行事等に出席、又は参加し、任務を果たすことを目的として旅行した者に対し支給する旅費について定める。
- 2 旅行命令者は支部長とし、旅行命令簿に記載し、提示または口頭により発するものとする。
- 3 教育後援会会長の要請に基づいて、本部で行う行事及び支部管外で行われる後援会活動等に出席、又は参加する際の旅費は、「駒澤大学教育後援会旅費規程内規」の遠距離出張として扱うものとする。

第2条 旅費支給の対象となる行事等とは、次の各号とする。

- (1) 駒澤大学教育後援会主催の会議
- (2) 当支部総会
- (3) 当支部役員会
- (4) 当支部の行う行事
- (5) その他支部長が必要と認めた会議、講習会、視察等

第3条 旅費の支給は、別に定めのある場合を除き、実費の全部又は一部を支払うものとする。  
なお、本部が支給する旅費との重複支給は認めない。

第4条 支給する旅費の項目は交通費及び日当とし、次の各号の定めにより支給する。

(1) 交通費

交通費は、実費を支給するものとし、最も経済的な通常の経路及び方法により計算する。

なお、金額が検証できない費用（長距離バス代等）については領収書を提出する。

- ① 県内の鉄道運賃・鉄道料金、路線バス等は、実費を支給する。ただし新幹線は運賃のみとする。  
本条交通費②のイに該当する場合は、居住地等から乗車する駅等までの交通費を同項に基づき計算し加算する。
- ② 県内の自家用自動車等の利用による場合は次の通りとする。  
ア 開催地と居住地等との往復の距離 概ね 10km未満は支給しない。  
イ 開催地と居住地等との往復の距離 概ね 10km 以上は、距離（km）×25 円で計算する。
- ③ 県外・・・必要最低限の実費以内の額とする。

(2) 日当

日当は、所要時間により以下の通りとする。

- ア 半日（2時間以上4時間以内）・・・1,000 円  
イ 1日（4時間以上）・・・2,000 円

(3) 宿泊費

宿泊費は1泊12,000円を限度とする実費支給とする。

ただし、やむを得ない事情により上限額を超える場合は、事前に支部長の承認を得るものとし、その場合の支給額は支部長が認めた額とする。

- (4) 旅費の支給方法は、半期に1回以上纏めて指定口座への振込み支給、又は現金支給とする。

第5条 旅費の支給を受けようとする者は、旅行命令票に必要な応じ領収書を添え、支部長に提出しなければならない。

第6条 特別な事由がある場合又は本規程の運用が困難な場合は、支部長の事前の承認を条件として、その都度個別に定める。

第7条 この規程の改廃は当支部役員会で決定する。

### 附 則

1. この規程は、令和 8 年5月31日より施行する。

## 令和 8 年度 静岡県支部 支部役員~~（案）~~

| 役職          | 氏名     | ご子息在学年  |
|-------------|--------|---------|
| 支部長         | 稲垣 裕   | 4 年     |
| 副支部長(事務長兼任) | 鈴木 智二  | 3 年     |
| 副支部長(事務長兼任) | 石川 昇   | 2 年     |
| 理事          | 森下 由美子 | 3 年     |
| 理事          | 長谷川 貴子 | 2 年     |
| 会計          | 櫻井 尚孝  | 4 年・2 年 |
| 監事          | 松永 千賀子 | 3 年     |
| 監事          | 塩澤 有里  | 2 年     |

※以下の会員を、支部委員として任命いたします。

| 氏名    | ご子息在席学年 |
|-------|---------|
| 稲垣 実穂 | 4 年     |
| 鈴木 麻実 | 3 年     |
| 石川 敦子 | 2 年     |
|       |         |
|       |         |
|       |         |
|       |         |
|       |         |

## 令和 8 年度 静岡県支部 事業計画~~（案）~~

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

| 月    | 主な活動内容                         | 本部連携事業・行事等         |
|------|--------------------------------|--------------------|
| 4 月  |                                |                    |
| 5 月  | 支部総会（教育懇談会）                    | 本部総会・教育懇談会         |
| 6 月  |                                | 教育懇談会・本部役員会        |
| 7 月  |                                | 本部役員会              |
| 8 月  | 設立記念式典・祝賀会（8/1）                |                    |
| 9 月  | キャンパスツアー（支部合同）                 | 本部役員会              |
| 10 月 | 支部役員会                          | 1 泊参禅研修・本部役員会      |
| 11 月 | 支部交流会(予定)                      | 全日本駅伝応援・本部役員会      |
| 12 月 |                                | 本部役員会              |
| 1 月  | サークル応援（箱根駅伝）<br><br>支部役員会      | 箱根駅伝応援・賀詞交歓会・本部役員会 |
| 2 月  | 次年度役員・事業計画（案）作成<br><br>富士宮駅伝応援 | 本部役員会              |
| 3 月  | 会計監査・活動報告書作成                   | 本部役員会              |

## 令和 8 年度 静岡県支部 予算書~~（案）~~

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

### 収入の部 （単位：円）

| 科 目   | 2026 年度<br>予算額 | 前年度<br>決算額 | 備 考                                             |
|-------|----------------|------------|-------------------------------------------------|
| 支部補助金 | 700,000        | 0          | 支部銀行口座開設のための預金 10000 円含む                        |
| 応援補助金 | 200,000        | 0          | 駅伝応援補助金（富士宮駅伝）                                  |
| 参加費   | 102,000        | 0          | 設立記念式典 参加費<br>（支部役員 14 名＋支部会員 20 名 x 会費 3000 円） |
| 雑収入   | 5,000          | 0          | 賀詞交歓会 景品等本部割り当て金                                |
| 繰越金   | 0              | 0          | ※本部規定により上限は 10,000 円                            |
| 合 計   | 1,007,000      | 0          |                                                 |

### 支出の部 （単位：円）

| 科 目      | 2026 年度<br>予算額 | 前年度<br>決算額 | 備 考                      |
|----------|----------------|------------|--------------------------|
| 会議費      | 80,000         | 0          | 総会・支部会会場費・お茶代等           |
| 旅費交通費    | 150,000        | 0          | 支部役員・委員交通費               |
| 通信運搬費    | 120,000        | 0          | 郵便費用（85 x 410 x 3 回）＋予備費 |
| 印刷費・消耗品費 | 50,000         | 0          | プリンターインク代・コピー費用          |
| 振込等手数料   | 3,000          | 0          |                          |
| 一般事業費    | 300,000        | 0          | 富士宮駅伝応援補助・支部交流会・サークル応援参加 |
| 特別事業費    | 102,000        | 0          | 設立記念式典（式典・祝賀会費用は本部予算にて）  |
| 渉外費      | 50,000         | 0          | 他支部との情報交換会等              |
| 予備費      | 142,000        | 0          | 8/1 祝賀会予備費等              |
| 余剰金返金    | 0              | 0          |                          |
| 次年度繰越金   | 10,000         | 0          |                          |
| 合 計      | 1,007,000      | 0          |                          |

## 駒澤大学教育後援会 静岡県支部 設立趣意書

駒澤大学は、建学の精神である仏教思想に基づき、「行学一如」の理念のもと、長年にわたり人間教育を重視した教育を実践し、多くの有為な人材を社会に輩出してまいりました。その教育活動を支え、大学と学生、そして保護者・卒業生・地域社会を結びつけてきたのが、駒澤大学教育後援会であります。

近年、大学教育を取り巻く環境は大きな転換期を迎え、教育内容の高度化・多様化に加え、学生生活を支える環境整備や心身のケア、社会との接続支援など、大学および後援会に求められる役割は一層広がりを見せております。このような状況下において、全国各地域における後援会活動の充実、大学の教育基盤を支える重要な要素であり、地域に根差した組織的な支援体制の構築が不可欠となっています。

静岡県は、長年にわたり多くの学生を駒澤大学へ送り出してきた地域であり、在学生の保護者、卒業生、大学関係者が広く在住しています。しかしながら、これまで静岡県内においては、地域単位で継続的かつ組織的に後援会活動を行う拠点が整備されておらず、大学との連携や会員相互の交流を十分に深める機会が限定的でありました。

こうした背景を踏まえ、このたび静岡県在住の有志が相集い、大学と地域を結ぶ恒常的な後援体制を確立するため、「駒澤大学教育後援会 静岡県支部」を設立する運びとなりました。

本支部は、教育後援会本部の理念および会則を厳守し、その方針のもと、次に掲げる事項を柱として活動を推進いたします。

- 学生の教育・生活環境向上への支援
- 大学行事や学生支援活動への協力
- 保護者・卒業生・地域との連携強化
- 会員相互の親睦と情報共有

また、支部運営にあたっては、特定の個人に過度な負担が集中することのないよう配慮し、明確な役割分担と透明性のある会計・運営体制を整備いたします。加えて、対面およびオンラインを適切に活用し、時代に即した柔軟かつ実効性の高い活動を行うことで、長期的に継続可能な組織の構築を目指してまいります。

静岡県支部は、単なる地域組織にとどまることなく、大学の教育理念を地域に広げ、次世代を担う学生を社会全体で支えるための実践的な基盤となることを志しております。本支部の設立が、駒澤大学と地域社会との結びつきを一層強固なものとし、ひいては大学のさらなる発展に資することを、切に願うものであります。

何卒、本趣意をご高覧のうえ、静岡県支部設立の趣旨にご理解を賜り、ご承認くださいますよう、謹んでお願い申し上げます。



令和 8 年 4 月 10 日  
駒澤大学教育後援会  
静岡県支部 設立準備委員会  
代表 稲垣 裕